

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和6年8月22日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和6年8月22日（木）

午後2時00分

場所 教育研究所5階研修ホール

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第6号 令和5年度さいたま市一般会計歳入歳出決算（教育費）について

3 議 事

議案第59号 さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第60号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第61号 さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

議案第62号 さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第63号 令和7年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について

議案第65号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱 **【非公開案件】**
について

議案第66号 令和7年度使用さいたま市立各高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択について

4 閉 会

議案第59号

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育委員会さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
さいたま市教育委員会さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>2 校長は、前項第6号、第7号又は第9号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p><u>(1) 特定の期間に授業を行うことにより、効果的な教育を実施することができるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるとき。</u></p>	<p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>2 校長は、前項第6号、第7号又は第9号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、<u>休業日を除く日(以下「授業日」という。)</u>が、<u>原則として205日以上になるように定めなければならない。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p><u>(1) 前項の規定により、授業日を確保するために必要があるとき。</u></p> <p><u>(2) 特定の期間に授業を行うことにより、効果的な教育を実施することができるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があるとき。</u></p>

別記様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第3条の改正は令和7年4月1日から、別記様式の改正は公布の日から施行する。

さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

市立小・中学校では、年間の授業日数を205日以上とし、学校の教育活動に余裕をもたせることで、児童生徒の豊かな学校生活を実現してきましたが、学習指導要領の改訂、児童生徒1人1台端末の整備、学校における働き方改革の推進等の教育環境の大きな変化を受けて、今後は、標準授業時数を超える「余剰時数」に頼らず、各学校が「カリキュラム・マネジメント」を充実することにより教育活動の質の向上を目指す必要があることから、さいたま市立小・中学校管理規則の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- ・規定の整備（第3条第2項）
（第3条第3項各号）
- ・別記様式の改正（第9条関係）

（施行期日）

- ・規程の整備 令和7年4月1日
- ・別記様式の改正 公布の日

議案第60号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条関係)

第 号	さいたま市立 特別支援学校長	印	年 月 日	右の者は 部の課程を卒業したことを証する	年 月 日生	氏 名	校 印	卒業証書
--------	-------------------	---	-------------	-------------------------	--------------	--------	--------	------

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

卒業証書における押印見直しに伴い、さいたま市立特別支援学校管理規則の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

議案第61号

さいたま市高等学校通則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市高等学校通則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

卒業証書における押印見直しに伴い、さいたま市立高等学校通則の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

議案第62号

さいたま市さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第21条関係)

第 号	さいたま市立 中等教育学校長 印	年 月 日	右の者は中等教育学校の普通科の課程を卒業したことを証する	校印	氏 名 年 月 日生	卒業証書
--------	------------------------	-------------	------------------------------	----	------------------------	------

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

卒業証書における押印見直しに伴い、さいたま市立中等教育学校管理規則の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

議案第63号

令和7年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について

令和7年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり定める。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

提案理由

令和7年度当初さいたま市立学校教職員人事異動を適切に行うため、その方針を定めるものです。

また、人事の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十一条第三号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

【案】

令和7年度当初さいたま市立学校教職員人事異動の方針

「第2期さいたま市教育振興基本計画」の具現化を目指し、児童生徒が生き生きと学校生活を送り、学校教育に対する市民の期待に応えるため、次の方針に基づき人事異動を行うものとする。

- 1 各学校の気風を刷新し、学校経営方針を踏まえた教職員組織の充実と活性化を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- 2 学校間の教職員組織の均衡化に努め、教育の機会均等を図るため、全市的な視野から積極的に異動を行う。
- 3 各学校の教職員構成の適正化に配慮し、年齢・職務経験等を考慮して長期的展望をもって計画的に異動を行う。
- 4 小・中・高等・中等教育・特別支援学校の特色を相互に理解し、専門性や系統性を踏まえた教育の充実を図ることで、12年間の学びの連続性を強化するため、積極的に校種間の人事異動を推進する。
- 5 本市立学校教職員の資質向上を図るため、国立大学法人埼玉大学附属学校、国立大学法人東京学芸大学附属学校並びに川口市立及び川越市立高等学校との人事交流、埼玉県内の市町村立学校及び県立学校との人事異動を実施する。
- 6 自然体験活動の充実を図るため、適材を舘岩少年自然の家に配置する。

議案第66号

令和7年度使用さいたま市立各高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書
の採択について

令和7年度使用さいたま市立各高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書について、
別紙のとおり採択する。

令和6年8月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

提案理由

さいたま市立各高等学校・中等教育学校（後期課程）において令和7年度に使用する教科書につきまして、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。

採択については義務教育である小・中学校と異なり、毎年度学校ごとに行います。

また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十一条第六号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他教材の取扱いに関すること。